

広島県告示第七百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年九月六日までの間、縦覧に供する。

令和三年八月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中松永線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
府中市栗柄町字平井大木三二四六番一地从 から 府中市栗柄町字平井大木三二五二番一地从 まで	旧	九・八〇〇 三・五〇	一九六・〇〇	
府中市栗柄町字四日市下河原三八九番一地从 先から 府中市栗柄町字平井大木三二五二番一地从 まで	新	一三・〇〇〇 三二・五〇	二二六・三〇	ダブルウェイ